第一種フロン類充塡回収業者登録（更新）申請書に係る申請手数料の納付方法が変わります！！

鹿児島県の収入証紙が令和８年９月30日をもって販売終了することに伴い、申請手数料の納付方法が変わります。

※　既に購入済みの収入証紙は、令和９年３月末まで使用できます。

運用開始日：令和８年10月１日

令和８年10月１日以降は、以下のいずれか１つの方法にて手数料をお支払いください。

① キャッシュレス決済
- 受付窓口にてクレジットカード、コード決済、電子マネーによる納付ができます。
- １つの申請に対して１つの決済方法で納付してください。
- 発行される明細のうち「取引明細書」を申請書類と一緒に提出してください。

② 現金収納窓口での納付
- 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付できます。
- 領収証（納付証明書）を申請書に添付してください。
- 支払窓口はＨＰ掲載のとおりです。

③ キャッシュレス対応納付書
- キャッシュレス対応納付書による納付をご希望の方は、事前に「納付書発行依頼票」を受付担当窓口にご提出ください。
- 納付方法等詳細は納入通知書に同封されているお知らせをご覧ください。
- 金融機関窓口やコンビニエンスストアで支払いを行った場合、領収証書を申請書類と一緒に提出してください。
- キャッシュレス決済（スマホ決済、クレジットカード等）で支払いを行った場合、支払い完了が確認できる画面等を申請書類と一緒に提出してください。

④ オンライン納付
- 県の担当者が申請内容を確認後、支払依頼のメールを送付しますので、届き次第速やかに納付してください。
- 支払依頼メール送信後、10開庁日以内に支払が確認できない場合、申請を差し戻します。この場合改めて申請を行っていただくことになりますので支払依頼メールを受信したら速やかに納付してくださるようお願いいたします。

○　納付方法でご不明な点は以下お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先
廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係
Ｔ Ｅ Ｌ：099-286-2594
E-mail：recycle @pref.kagoshima.lg.jp